

② 第一表の収入金額等と所得金額の箇所を書きます。

- 作成に当たっては、「平成29年分所得税及び復興特別所得税の確定申告の手引き 確定申告書B用」の5ページから10ページも併せてご覧ください。

提出先、申告年分などを書いてください。
□□には「29」と書き、空白部分には「確定」と書いてください。

住所、マイナンバー（個人番号）、氏名などを書いてください。
なお、生年月日の元号は、次の該当する番号を書いてください。

明治1、大正2、昭和3、平成4

※ 「住所」以外の事業所や事務所・居所などの所在地を所轄する税務署に申告される方は、「住所（又は事業所・事務所・居所など）」欄の（ ）内の当てはまる文字を「○」で囲み、その所在地を上段に、住所を下段に書いてください。
なお、「郵便番号」欄は、住所以外で申告をする場合、上段に書いた所在地の郵便番号を書いてください。
また、「平成 年」の空白に「30」と書き、平成30年1月1日現在の住所を書いてください。

収入金額等 所得金額

事業所得、不動産所得がある方は、「収支内訳書」（青色申告の方は、「青色申告決算書」）に基づいて書いてください。

給与所得

給与所得の金額は、42ページの「3(1) 給与所得金額の計算表」で求めることができます。

なお、この事例のように給与等の収入金額が年末調整を受けたものだけである場合には、「給与所得の源泉徴収票」から右のように転記できます。

※ 「給与所得者の特定支出控除」を受ける方は、「給与所得者の特定支出控除について」（国税庁ホームページからダウンロードできます。なお、税務署にも用意してあります。）を参照してください。

公的年金等の雑所得

公的年金等の雑所得がある場合には、【事例2】（14ページから15ページ）を参照してください。

申告書B第一表（上部）

〇〇 税務署長 平成 29 年 2 月 16 日 平成 29 年分の所得税及び復興特別所得税の確定申告書B FA012

住所 T市〇〇町8-5

氏名 東京 太郎

性別 男 年齢 35 職業 会社員

収入金額等 所得金額

給与	6,700,000
退職所得	0
不動産所得	0
雑所得	0
合計	6,700,000

税 金

給与所得の源泉徴収税額	280,200
復興特別所得税額	0
合計	280,200

申告の種類を表示します。
土地や建物の譲渡所得がある方は、「分離」を「○」で囲みます。
あなたが青色申告者の場合は、「青色」も「○」で囲みます。

※ この源泉徴収票は、申告書の裏面ではなく「添付書類台紙」などに貼って申告書と一緒に提出してください。

合計所得金額とは・・・

第一表の「所得金額」⑨「合計」欄の金額に、申告分離課税の所得金額（土地や建物などに係る譲渡所得は特別控除前の金額）、山林所得金額及び退職所得金額を加算した金額をいいます（9ページ参照）。ただし、純損失や雑損失の繰越控除、居住用財産の買換え等の場合の譲渡損失の繰越控除、特定居住用財産の譲渡損失の繰越控除、上場株式等に係る譲渡損失の繰越控除、特定投資株式に係る譲渡損失の繰越控除又は先物取引の差金等決済に係る損失の繰越控除の適用を受けている場合には、その適用前の金額をいいます。

③ 第二表を作成します。

- 作成に当たっては、「平成29年分所得税及び復興特別所得税の確定申告の手引き 確定申告書B用」の4ページも併せてご覧ください。

申告書B第二表

平成 29 年分の所得税及び復興特別所得税の確定申告書B FA0077

住所 T市〇〇町8-5

氏名 東京 太郎

所得の内訳（所得税及び復興特別所得税の源泉徴収税額）

所得の種類	収入金額	源泉徴収税額
給与	6,700,000	280,200
合計	6,700,000	280,200

所得から差し引かれる金額に関する事項

控除の種類	金額
社会保険料控除	580,000
合計	580,000

所得から差し引かれた後の金額

所得の種類	収入金額	源泉徴収税額	所得から差し引かれた後の金額
給与	6,700,000	280,200	6,419,800
合計	6,700,000	280,200	6,419,800

住民税・事業税に関する事項

所得の種類	収入金額	住民税	事業税
給与	6,700,000	1,000,000	50,000
合計	6,700,000	1,000,000	50,000

この事例では、土地を売却された方の合計所得金額が1,000万円を超えているため「配偶者特別控除」（8ページ参照）の適用ができませんので、源泉徴収票に記載がある場合であっても、「⑭～⑯配偶者（特別）控除」欄は記載しません。

扶養控除については、8ページ及び「平成29年分所得税及び復興特別所得税の確定申告の手引き 確定申告書B用」の18ページを参照してください。

住民税・事業税に関する事項

給与所得者が給与所得及び公的年金等に係る所得以外（平成30年4月1日において65歳未満の方は給与所得以外）の所得に対する住民税を、給与から差し引くことを希望する場合は、この欄の「給与から差引き」の□に○を記入し、また、給与から差し引かないで別に納付することを希望する場合は「自分で納付」の□に○を記入してください。

申告年分や住所、氏名などを書いてください。

所得から差し引かれる金額に関する事項

次の各種控除欄は、あなたが支払ったり、あなたの給与などから差し引かれたりした保険料や掛金の金額を書いてください。

⑫ 社会保険料控除

あなたや生計を一にする配偶者その他の親族が負担することになっている健康保険料、国民健康保険料（税）、国民年金保険料及び国民年金基金の掛金（これらについては、既に年末調整の際に給与所得から控除を受けた場合を除き、支払をした旨を証する書類を添付するか提示する必要があります。）、後期高齢者医療保険料、介護保険料などで、あなたが支払ったり、あなたの給与から差し引かれたりした社会保険料の金額を書きます。

なお、源泉徴収票に記載された社会保険料等の額を書く場合には、第二表の「⑫社会保険料控除」の社会保険の種類欄に、「源泉徴収票のとおり」と書いてください。

⑭ 生命保険料控除

新(旧)生命保険や介護医療保険、新(旧)個人年金保険について、あなたが支払った保険料（いわゆる契約者配当金を除きます。）がある場合に、新(旧)生命保険料、介護医療保険料、新(旧)個人年金保険料の別に、その合計額を書きます。

⑮ 地震保険料控除

損害保険契約等について、あなたが支払った地震等損害部分の保険料（いわゆる契約者配当金を除きます。）がある場合に、地震保険料と旧長期損害保険料の別に、その合計額を書きます。

なお、⑭、⑮欄について、給与所得者が、既に年末調整の際に給与所得から控除を受けた金額と同じ場合には、第二表のそれぞれの欄に、「源泉徴収票のとおり」と書いてください。

④ 第一表の 所得から差し引かれる金額 の箇所を書きます。

- 所得から差し引かれる金額 は、「平成29年分所得税及び復興特別所得税の確定申告の手引き 確定申告書B用」の11ページから18ページで計算できます。

「給与所得の源泉徴収票」からの転記

この事例では、各種控除額が既に年末調整により給与所得から控除されていますので、該当する所得控除額を「給与所得の源泉徴収票」から転記することができます。

申告書B第一表（左下部）

雑損控除	10	
医療費控除	11	
社会保険料控除	12	580000
小規模企業共済等掛金控除	13	
生命保険料控除	14	50000
地震保険料控除	15	50000
寄附金控除	16	
寡婦・寡夫控除	18	0000
勤労学生・障害者控除	19	0000
配偶者（特別）控除	20	0000
扶養控除	23	0000
基礎控除	24	380000
合計	25	1060000

「配偶者特別控除」の適用を受ける場合は、「1」を記入します（「配偶者控除」の適用を受ける場合は、記入の必要はありません。）。

この事例の場合、合計所得金額が1,000万円を超えていますので、「配偶者特別控除」は適用できません。

第三表②欄へ（10ページ）

② 配偶者控除

- あなたに控除対象配偶者がいる場合に、一定の金額が控除されます。
- 「控除対象配偶者」とは、あなたと生計を一にする配偶者（青色申告者の事業専従者として給与の支払を受ける方及び白色申告者の事業専従者を除きます。）で、合計所得金額が38万円以下である方のことです。
また、この配偶者控除の適用を受ける方は、次の「②配偶者特別控除」の適用を併せて受けることはできませんので、ご注意ください。
 - 「老人控除対象配偶者」とは、控除対象配偶者のうち、昭和23年1月1日以前に生まれた方（年齢が70歳以上の方）のことです。

②② 配偶者特別控除

- あなたの合計所得金額が1,000万円以下で、あなたと生計を一にする配偶者（青色申告者の事業専従者として給与の支払を受ける方及び白色申告者の事業専従者を除きます。）の合計所得金額が38万円を超え76万円未満の場合には、その配偶者の合計所得金額に応じて、所定の金額（最高38万円）が控除されます。
また、配偶者特別控除の適用を受ける場合は、②①～②②欄の「区分」の□に「1」を記入し、控除額を書いてください。
なお、配偶者の合計所得金額が38万円以下の場合には、この配偶者特別控除の適用を受けることはできませんので、ご注意ください。

②③ 扶養控除

- あなたに控除対象扶養親族がある場合に、一定の金額が控除されます。
- 「控除対象扶養親族」とは、扶養親族のうち、平成14年1月1日以前に生まれた方（年齢が16歳以上の方）のことです。
 - 「特定扶養親族」とは、控除対象扶養親族のうち、平成7年1月2日から平成11年1月1日までの間に生まれた方（年齢が19歳以上23歳未満の方）のことです。
 - 「老人扶養親族」とは、控除対象扶養親族のうち、昭和23年1月1日以前に生まれた方（年齢が70歳以上の方）のことです。
 - 「同居老親等」とは、老人扶養親族のうち、あなたや配偶者の直系尊属で、あなたや配偶者との同居を常としている方のことです。

②④ 基礎控除

基礎控除の金額は、38万円です。

（配偶者控除額）

	控除額
一般の控除対象配偶者	38万円
老人控除対象配偶者	48万円

（配偶者特別控除額）

配偶者の合計所得金額	控除額
～ 380,000円	0円
380,001円 ～ 399,999円	38万円
400,000円 ～ 449,999円	36万円
450,000円 ～ 499,999円	31万円
500,000円 ～ 549,999円	26万円
550,000円 ～ 599,999円	21万円
600,000円 ～ 649,999円	16万円
650,000円 ～ 699,999円	11万円
700,000円 ～ 749,999円	6万円
750,000円 ～ 759,999円	3万円
760,000円 ～	0円

（扶養控除額）

	控除額
一般の控除対象扶養親族	38万円
特定扶養親族	63万円
老人扶養親族	
同居老親等	58万円
同居老親等以外	48万円

⑤ 第三表の分離課税の 収入金額 や 所得金額 などの箇所を書きます。

- 作成に当たっては、「譲渡所得の内訳書（確定申告書付表兼計算明細書）」から転記します。

申告書第三表（分離課税用）（上部）

平成 29 年分の 所得税 及び 復興特別所得税 の 確定 申告書（分離課税用）

住所 T市〇〇町8-5
氏名 トウキョウ タロウ

収入金額
短期譲渡 一般分 50000000
長期譲渡 一般分 45730000

所得金額
短期譲渡 一般分 59
長期譲渡 一般分 61 45730000

税金の計算
① 対応分 ⑦ 45,730,000

② 対応分 ⑧ 45,730,000

③ 対応分 ⑨ 45,730,000

④ 対応分 ⑩ 45,730,000

⑤ 対応分 ⑪ 45,730,000

⑥ 対応分 ⑫ 45,730,000

⑦ 対応分 ⑬ 45,730,000

⑧ 対応分 ⑭ 45,730,000

⑨ 対応分 ⑮ 45,730,000

⑩ 対応分 ⑯ 45,730,000

⑪ 対応分 ⑰ 45,730,000

⑫ 対応分 ⑱ 45,730,000

⑬ 対応分 ⑲ 45,730,000

⑭ 対応分 ⑳ 45,730,000

⑮ 対応分 ㉑ 45,730,000

⑯ 対応分 ㉒ 45,730,000

⑰ 対応分 ㉓ 45,730,000

⑱ 対応分 ㉔ 45,730,000

㉕ 対応分 ㉖ 45,730,000

㉗ 対応分 ㉘ 45,730,000

㉙ 対応分 ㉚ 45,730,000

㉛ 対応分 ㉜ 45,730,000

㉝ 対応分 ㉞ 45,730,000

㉟ 対応分 ㊱ 45,730,000

㊲ 対応分 ㊳ 45,730,000

㊴ 対応分 ㊵ 45,730,000

㊶ 対応分 ㊷ 45,730,000

㊸ 対応分 ㊹ 45,730,000

㊺ 対応分 ㊻ 45,730,000

㊼ 対応分 ㊽ 45,730,000

㊾ 対応分 ㊿ 45,730,000

㋀ 対応分 ㋁ 45,730,000

㋂ 対応分 ㋃ 45,730,000

㋄ 対応分 ㋅ 45,730,000

㋆ 対応分 ㋇ 45,730,000

㋈ 対応分 ㋉ 45,730,000

㋊ 対応分 ㋋ 45,730,000

㋌ 対応分 ㋍ 45,730,000

㋎ 対応分 ㋏ 45,730,000

㋐ 対応分 ㋑ 45,730,000

㋒ 対応分 ㋓ 45,730,000

㋔ 対応分 ㋕ 45,730,000

㋖ 対応分 ㋗ 45,730,000

㋘ 対応分 ㋙ 45,730,000

㋚ 対応分 ㋛ 45,730,000

㋜ 対応分 ㋝ 45,730,000

㋞ 対応分 ㋟ 45,730,000

㋠ 対応分 ㋡ 45,730,000

㋢ 対応分 ㋣ 45,730,000

㋤ 対応分 ㋥ 45,730,000

㋦ 対応分 ㋧ 45,730,000

㋨ 対応分 ㋩ 45,730,000

㋪ 対応分 ㋫ 45,730,000

㋬ 対応分 ㋭ 45,730,000

㋮ 対応分 ㋯ 45,730,000

㋰ 対応分 ㋱ 45,730,000

㋲ 対応分 ㋳ 45,730,000

㋴ 対応分 ㋵ 45,730,000

㋶ 対応分 ㋷ 45,730,000

㋸ 対応分 ㋹ 45,730,000

㋺ 対応分 ㋻ 45,730,000

㋼ 対応分 ㋽ 45,730,000

㋾ 対応分 ㋿ 45,730,000

㌀ 対応分 ㌁ 45,730,000

㌂ 対応分 ㌃ 45,730,000

㌄ 対応分 ㌅ 45,730,000

㌆ 対応分 ㌇ 45,730,000

㌈ 対応分 ㌉ 45,730,000

㌊ 対応分 ㌋ 45,730,000

㌌ 対応分 ㌍ 45,730,000

㌎ 対応分 ㌏ 45,730,000

㌐ 対応分 ㌑ 45,730,000

㌒ 対応分 ㌓ 45,730,000

㌔ 対応分 ㌕ 45,730,000

㌖ 対応分 ㌗ 45,730,000

㌘ 対応分 ㌙ 45,730,000

㌚ 対応分 ㌛ 45,730,000

㌜ 対応分 ㌝ 45,730,000

㌞ 対応分 ㌟ 45,730,000

㌠ 対応分 ㌡ 45,730,000

㌢ 対応分 ㌣ 45,730,000

㌤ 対応分 ㌥ 45,730,000

㌦ 対応分 ㌧ 45,730,000

㌨ 対応分 ㌩ 45,730,000

㌪ 対応分 ㌫ 45,730,000

㌬ 対応分 ㌭ 45,730,000

㌮ 対応分 ㌯ 45,730,000

㌰ 対応分 ㌱ 45,730,000

㌲ 対応分 ㌳ 45,730,000

㌴ 対応分 ㌵ 45,730,000

㌶ 対応分 ㌷ 45,730,000

㌸ 対応分 ㌹ 45,730,000

㌺ 対応分 ㌻ 45,730,000

㌼ 対応分 ㌽ 45,730,000

㌾ 対応分 ㌿ 45,730,000

㍀ 対応分 ㍁ 45,730,000

㍂ 対応分 ㍃ 45,730,000

㍄ 対応分 ㍅ 45,730,000

㍆ 対応分 ㍇ 45,730,000

㍈ 対応分 ㍉ 45,730,000

㍊ 対応分 ㍋ 45,730,000

㍌ 対応分 ㍍ 45,730,000

㍎ 対応分 ㍏ 45,730,000

㍐ 対応分 ㍑ 45,730,000

㍒ 対応分 ㍓ 45,730,000

㍔ 対応分 ㍕ 45,730,000

㍖ 対応分 ㍗ 45,730,000

㍘ 対応分 ㍙ 45,730,000

㍚ 対応分 ㍛ 45,730,000

㍜ 対応分 ㍝ 45,730,000

㍞ 対応分 ㍟ 45,730,000

㍠ 対応分 ㍡ 45,730,000

㍢ 対応分 ㍣ 45,730,000

㍤ 対応分 ㍥ 45,730,000

㍦ 対応分 ㍧ 45,730,000

㍨ 対応分 ㍩ 45,730,000

㍪ 対応分 ㍫ 45,730,000

㍬ 対応分 ㍭ 45,730,000

㍮ 対応分 ㍯ 45,730,000

㍰ 対応分 ㍱ 45,730,000

㍲ 対応分 ㍳ 45,730,000

㍴ 対応分 ㍵ 45,730,000

㍶ 対応分 ㍷ 45,730,000

㍸ 対応分 ㍹ 45,730,000

㍺ 対応分 ㍻ 45,730,000

㍼ 対応分 ㍽ 45,730,000

㍾ 対応分 ㍿ 45,730,000

㏀ 対応分 ㏁ 45,730,000

㏂ 対応分 ㏃ 45,730,000

㏄ 対応分 ㏅ 45,730,000

㏆ 対応分 ㏇ 45,730,000

㏈ 対応分 ㏉ 45,730,000

㏊ 対応分 ㏋ 45,730,000

㏌ 対応分 ㏍ 45,730,000

㏎ 対応分 ㏏ 45,730,000

㏐ 対応分 ㏑ 45,730,000

㏒ 対応分 ㏓ 45,730,000

㏔ 対応分 ㏕ 45,730,000

㏖ 対応分 ㏗ 45,730,000

㏘ 対応分 ㏙ 45,730,000

㏚ 対応分 ㏛ 45,730,000

㏜ 対応分 ㏝ 45,730,000

㏞ 対応分 ㏟ 45,730,000

㏠ 対応分 ㏡ 45,730,000

㏢ 対応分 ㏣ 45,730,000

㏤ 対応分 ㏥ 45,730,000

㏦ 対応分 ㏧ 45,730,000

㏨ 対応分 ㏩ 45,730,000

㏪ 対応分 ㏫ 45,730,000

㏬ 対応分 ㏭ 45,730,000

㏮ 対応分 ㏯ 45,730,000

㏰ 対応分 ㏱ 45,730,000

㏲ 対応分 ㏳ 45,730,000

㏴ 対応分 ㏵ 45,730,000

㏶ 対応分 ㏷ 45,730,000

㏸ 対応分 ㏹ 45,730,000

㏺ 対応分 ㏻ 45,730,000

㏼ 対応分 ㏽ 45,730,000

㏾ 対応分 ㏿ 45,730,000

㏟ 対応分 㞀 45,730,000

㞂 対応分 㞃 45,730,000

㞄 対応分 㞅 45,730,000

㞆 対応分 㞇 45,730,000

㞈 対応分 㞉 45,730,000

㞊 対応分 㞋 45,730,000

㞌 対応分 㞍 45,730,000

㞎 対応分 㞏 45,730,000

㞐 対応分 㞑 45,730,000

㞒 対応分 㞓 45,730,000

㞔 対応分 㞕 45,730,000

㞖 対応分 㞗 45,730,000

㞘 対応分 㞙 45,730,000

㞚 対応分 㞛 45,730,000

㞜 対応分 㞝 45,730,000

㞞 対応分 㞟 45,730,000

㞠 対応分 㞡 45,730,000

㞢 対応分 㞣 45,730,000

㞤 対応分 㞥 45,730,000

㞦 対応分 㞧 45,730,000

㞨 対応分 㞩 45,730,000

㞪 対応分 㞫 45,730,000

㞬 対応分 㞭 45,730,000

㞮 対応分 㞯 45,730,000

㞰 対応分 㞱 45,730,000

㞲 対応分 㞳 45,730,000

㞴 対応分 㞵 45,730,000

㞶 対応分 㞷 45,730,000

㞸 対応分 㞹 45,730,000

㞺 対応分 㞻 45,730,000

㞼 対応分 㞽 45,730,000

㞾 対応分 㞿 45,730,000

㞿 対応分 㠀 45,730,000

㠂 対応分 㠃 45,730,000

㠄 対応分 㠅 45,730,000

㠆 対応分 㠇 45,730,000

㠈 対応分 㠉 45,730,000

㠊 対応分 㠋 45,730,000

㠌 対応分 㠍 45,730,000

㠎 対応分 㠏 45,730,000

㠐 対応分 㠑 45,730,000

㠒 対応分 㠓 45,730,000

㠔 対応分 㠕 45,730,000

㠖 対応分 㠗 45,730,000

㠘 対応分 㠙 45,730,000

㠚 対応分 㠛 45,730,000

㠜 対応分 㠝 45,730,000

㠞 対応分 㠟 45,730,000

㠠 対応分 㠡 45,730,000

㠢 対応分 㠣 45,730,000

㠤 対応分 㠥 45,730,000

㠦 対応分 㠧 45,730,000

㠨 対応分 㠩 45,730,000

㠪 対応分 㠫 45,730,000

㠬 対応分 㠭 45,730,000

㠮 対応分 㠯 45,730,000

㠰 対応分 㠱 45,730,000

㠲 対応分 㠳 45,730,000

㠴 対応分 㠵 45,730,000

㠶 対応分 㠷 45,730,000

㠸 対応分 㠹 45,730,000

㠺 対応分 㠻 45,730,000

㠼 対応分 㠽 45,730,000

㠾 対応分 㠿 45,730,000

㠿 対応分 㡀 45,730,000

㡂 対応分 㡃 45,730,000

㡄 対応分 㡅 45,730,000

㡆 対応分 㡇 45,730,000

㡈 対応分 㡉 45,730,000

㡊 対応分 㡋 45,730,000

㡌 対応分 㡍 45,730,000

㡎 対応分 㡏 45,730,000

㡐 対応分 㡑 45,730,000

㡒 対応分 㡓 45,730,000

㡔 対応分 㡕 45,730,000

㡖 対応分 㡗 45,730,000

㡘 対応分 㡙 45,730,000

㡚 対応分 㡛 45,730,000

㡜 対応分 㡝 45,730,000

㡞 対応分 㡟 45,730,000

㡠 対応分 㡡 45,730,000

㡢 対応分 㡣 45,730,000

㡤 対応分 㡥 45,730,000

㡦 対応分 㡧 45,730,000

㡨 対応分 㡩 45,730,000

㡪 対応分 㡫 45,730,000

㡬 対応分 㡭 45,730,000

㡮 対応分 㡯 45,730,000

㡰 対応分 㡱 45,730,000

㡲 対応分 㡳 45,730,000

㡴 対応分 㡵 45,730,000

㡶 対応分 㡷 45,730,000

㡸 対応分 㡹 45,730,000

㡺 対応分 㡻 45,730,000

㡼 対応分 㡽 45,730,000

㡾 対応分 㡿 45,730,000

㡿 対応分 㢀 45,730,000

㢂 対応分 㢃 45,730,000

㢄 対応分 㢅 45,730,000

㢆 対応分 㢇 45,730,000

㢈 対応分 㢉 45,730,000

㢊 対応分 㢋 45,730,000

㢌 対応分 㢍 45,730,000

㢎 対応分 㢏 45,730,000

㢐 対応分 㢑 45,730,000

㢒 対応分 㢓 45,730,000

㢔 対応分 㢕 45,730,000

㢖 対応分 㢗 45,730,000

㢘 対応分 㢙 45,730,000

㢚 対応分 㢛 45,730,000

㢜 対応分 㢝 45,730,000

㢞 対応分 㢟 45,730,000

㢠 対応分 㢡 45,730,000

㢢 対応分 㢣 45,730,000

㢤 対応分 㢥 45,730,000

㢦 対応分 㢧 45,730,000

㢨 対応分 㢩 45,730,000

㢪 対応分 㢫 45,730,000

㢬 対応分 㢭 45,730,000

㢮 対応分 㢯 45,730,000

㢰 対応分 㢱 45,730,000

㢲 対応分 㢳 45,730,000

㢴 対応分 㢵 45,730,000

㢶 対応分 㢷 45,730,000

㢸 対応分 㢹 45,730,000

㢺 対応分 㢻 45,730,000

㢼 対応分 㢽 45,730,000

㢾 対応分 㢿 45,730,000

㢿 対応分 㣀 45,730,000

㣂 対応分 㣃 45,730,000

㣄 対応分 㣅 45,730,000

㣆 対応分 㣇 45,730,000

㣈 対応分 㣉 45,730,000

㣊 対応分 㣋 45,730,000

㣌 対応分 㣍 45,730,000

㣎 対応分 㣏 45,730,000

㣐 対応分 㣑 45,730,000

㣒 対応分 㣓 45,730,000

㣔 対応分 㣕 45,730,000

㣖 対応分 㣗 45,730,000

㣘 対応分 㣙 45,730,000

㣚 対応分 㣛 45,730,000

㣜 対応分 㣝 45,730,000

㣞 対応分 㣟 45,730,000

㣠 対応分 㣡 45,730,000

㣢 対応分 㣣 45,730,000

㣤 対応分 㣥 45,730,000

㣦 対応分 㣧 45,730,000

㣨 対応分 㣩 45,730,000

㣪 対応分 㣫 45,730,000

㣬 対応分 㣭 45,730,000

㣮 対応分 㣯 45,730,000

㣰 対応分 㣱 45,730,000

㣲 対応分 㣳 45,730,000

㣴 対応分 㣵 45,730,000

㣶 対応分 㣷 45,730,000

㣸 対応分 㣹 45,730,000

㣺 対応分 㣻 45,730,000

㣼 対応分 㣽 45,730,000

㣾 対応分 㣿 45,730,000

㣿 対応分 㤀 45,730,000

㤂 対応分 㤃 45,730,000

㤄 対応分 㤅 45,730,000

㤆 対応分 㤇 45,730,000

㤈 対応分 㤉 45,730,000

㤊 対応分 㤋 45,730,000

㤌 対応分 㤍 45,730,000

㤎 対応分 㤏 45,730,000

㤐 対応分 㤑 45,730,000

㤒 対応分 㤓 45,730,000

㤔 対応分 㤕 45,730,000

㤖 対応分 㤗 45,730,000

㤘 対応分 㤙 45,730,000

㤚 対応分 㤛 45,730,000

㤜 対応分 㤝 45,730,000

㤞 対応分 㤟 45,730,000

㤠 対応分 㤡 45,730,000

㤢 対応分 㤣 45,730,000

㤤 対応分 㤥 45,730,000

㤦 対応分 㤧 45,730,000

㤨 対応分 㤩 45,730,000

㤪 対応分 㤫 45,730,000

㤬 対応分 㤭 45,730,000

㤮 対応分 㤯 45,730,000

㤰 対応分 㤱 45,730,000

㤲 対応分 㤳 45,730,000

㤴 対応分 㤵 45,730,000

㤶 対応分 㤷 45,730,000

㤸 対応分 㤹 45,730,000

㤺 対応分 㤻 45,730,000

㤼 対応分 㤽 45,730,000

㤾 対応分 㤿 45,730,000

㤿 対応分 㥀 45,730,000

㥂 対応分 㥃 45,730,000

㥄 対応分 㥅 45,730,000

㥆 対応分 㥇 45,730,000

㥈 対応分 㥉 45,730,000

㥊 対応分 㥋 45,730,000

㥌 対応分 㥍 45,730,000

㥎 対応分 㥏 45,730,000

㥐 対応分 㥑 45,730,000

㥒 対応分 㥓 45,730,000

㥔 対応分 㥕 45,730,000

㥖 対応分 㥗 45,730,000

㥘 対応分 㥙 45,730,000

㥚 対応分 㥛 45,730,000

㥜 対応分 㥝 45,730,000

<

⑦ 第一表の税金の計算、その他などの箇所を書きます。

○ 作成に当たっては、「平成29年分所得税及び復興特別所得税の確定申告の手引き 確定申告書B用」の19ページから23ページも併せてご覧ください。

申告書B第一表（右部）

及 び 所得税		の 確 定 申 告 書 B		F A 0 1 2 3		第 一 表 平成二十九年分以降用	
号	××××△△○○○○						
ナ	トウキョウ タロウ						
名	東京 太郎					東京	
職業	会社員		屋号・番号			世帯主の氏名	世帯主との続柄
	会社員			東京太郎		本人	
年	3	3	5	0	5	0	1
電話番号	×××-△△△-○○○						
の特	特産	整理番号			翌年以降 送付不要	○○○	
税	課税 ⑨-①	所得金額	26	0		000	
	又 ②	又は第三表 上の②に対する税額	27	7		186000	
	又 ③	又は第三表の③	28				
	配当控除	29					
	以 ④	区分	30				
	特定増減等 住宅借入金等特別控除	31					
	政等寄附金等特別控除	32					
	生計維持費特別控除 住宅特別控除 居住生活 医療費特別控除 障害者特別控除	33					
	所得税額	38	7		186000		
	災 害 減 免 額	39	7		186000		
計 算	復興特別所得税額 (④×2.1%)	41	1		50900		
	所得税及び復興特別所得税の額 (④+④1)	42	7		336900		
	外国税額控除	43					
	所得税及び復興特別所得税の源泉徴収税額	44	2		80200		
	所得税及び復興特別所得税の申告税額	45	7		056700		
	所得税及び復興特別所得税の確定申告税額 (第1期分・第2期分)	46	7		056700		
	所得税及び復興特別所得税の納税の税金 (第3期分の税金)	47	7		056700		
	還付される税金	48					
	変動・臨時所得金	56					
	延納納の出	57					
延納届出額	58						

「**②⑧**配当控除」、「**③⑩**(特定増改築等)住宅借入金等特別控除」、「**③①～③③**政党等寄附金等特別控除」、「**③⑤～③⑦**住宅耐震改修特別控除等」などの**所得税額から控除される金額**がある場合に書いてください。

②7欄に転記した税額から②8欄、②9欄、③0欄、③1～③3欄、③5～③7欄を差し引いた金額（赤字のときは0）を書いてください。

③⑧欄の金額から「③⑨災害減免額」を差し引いた金額を書いてください。

④1 復興特別所得税額、④2 所得税及び復興特別所得税の額
④0欄の金額に2.1%を乗じた金額を④1欄に書いて
ください。

また、④⑩欄の金額と④⑪欄の金額の合計額を④⑫欄
に書いてください。

④④ 所得税及び復興特別所得税の源泉徴収税額
第二表「所得の内訳(所得税及び復興特別所得税の源泉徴収税額)」の「④④所得税及び復興特別所得税の源泉徴収税額の合計額」欄に記載した金額を転記してください(7ページ参照)。

④⑤ 所得税及び復興特別所得税の申告納税額
④②欄の金額から「④③外国税額控除」、「④④所得税及び復興特別所得税の源泉徴収税額」を差し引いた金額を書いてください。

黒字の場合 ④ 100円未満の端数を切り捨てた金額(100円未満のときは **0**) を書きます。

赤字の場合 ④ そのままの金額の頭に△を付して書きます。

延納の届出

第一表の「④7納める税金」の2分の1以上の金額を平成30年3月15日(木)までに納付することにより、その残額を、平成30年5月31日(木)まで延納することができます。

なお、**延納期間中は利子税がかかります。**

👉 「財産債務調書」・「国外財産調書」の提出

確定申告が必要な方で、平成 29 年分の退職所得を除く各種の所得金額の合計額が 2,000 万円を超え、かつ、平成 29 年 12 月 31 日において、その価額の合計額が 3 億円以上の財産又はその価額の合計額が 1 億円以上の国外転出特例対象財産を有する方は、その財産の種類、数量及び価額並びに債務の金額その他必要な事項を記載した「財産債務調書」を平成 30 年 3 月 15 日(木)までに所得税の納税地の所轄税務署に提出しなければなりません。

また、居住者(非永住者を除きます。)の方で、平成 29 年 12 月 31 日において、その価額の合計額が **5,000 万円を超える国外財産**を有する方は、その国外財産の種類、数量及び価額その他必要な事項を記載した「**国外財産調書**」を**平成 30 年 3 月 15 日(木)**までに住所地等の所轄税務署に提出しなければなりません。

なお、「国外財産調書」を提出する方が、「財産債務調書」を提出する場合には、その「財産債務調書」には「国外財産調書」に記載した国外財産に関する事項（その国外財産の価額を除きます。）の記載は要しません。

詳しくは、国税庁ホームページ【www.nta.go.jp】の「財産債務調書制度に関するお知らせ」及び「国外財産調書制度に関するお知らせ」をご覧ください。最寄りの税務署にお尋ねください。